

著作権とフリーソフトについて (3)

さて最後にフリーソフトについてです。本当はこれだけでも良かったのですが。

インターネット上で公開されているソフトウェアにはいろいろな種類があります。以前はパッケージとしてパソコンショップで販売されていたものがインターネットの普及と高速化によってホームページからダウンロードできるようになっているものもあります。そのような販売目的でHPに載っているものは主にメーカのもですが、それ以外に自分で作ったものを人に見てもらいたい、作ったことを知ってもらいたい、使ってもらいたい（これはあまり無いかも）などと考えた人がネット上で公開したものが 있습니다。これがフリーウェアとかシェアウェアと呼ばれるものです。フリーウェアはもちろん個人的には自由に利用できるものですが、なかには公開する側の希望で個人の使用のみに限定し、企業での使用を禁止しているものもあります。これに対してシェアウェアは一定期間使用ができるようになっているもの（期間を過ぎると使えなくなる）や機能の一部が使えなくなっているものなどがあり、料金を払い込みユーザ登録することによってパスワードが送られてきて、そのパスワードを入力することによって普通に使えるようになっているものです（一部には機能がフルに使えて料金を払い込むまで料金の払い込みを要求してくるものもありますが）。

フリーウェアなどについてはだいたい逆アッセンブルやプログラムの変更、再配布行為は禁止行為とされています。しかし、できないものでもありません。また、プログラムを起動すると作者の名前などが表示されますが、必ずというわけではありません。ということで著作権の問題が出てくる場合があります。つまり、自分で作ったものでもないのにあたかも自分が作ってフリーで公開しているように装っているものもあります。ひどいものになると普通に市販されているものを勝手に公開しているものもあるようですが。また、ちょっとマニアックな人になるとプログラムの内容を改変してクレジット（プログラム上で作者名などを公開することをこういいますが）を自分に変更するものもいます。シェアウェアでもパスワードを一緒に添付したりすることによって勝手に使えたりします。市販のプログラムについては創世記のもの（3.5や5インチFDで市販されていたもの）にはプログラムにプロテクトがかけられ、コピーできないようになっていましたがそのプロテクトも外すものが現れたり当初から著作権保護は大変だったようです。

つまり、フリーウェアやシェアウェアとして公開されているものであっても全て信じて使っていいかということの中には怪しいものがあるということです。どうしても著作権とは追いかけてこになっているようですが、インターネットがここまで普及し自分でサーバを構築することが可能になるとなかなか大変です。フリーウェアについてもそうですが、最も危ないのがフリーの画像かもしれません。フリーだから、お金を取っていないからといって著作権侵害は侵害です。十分注意して使わなければなりません。フリーとして公開されていたから使って問題ない、責任は無いとは言い切れないのです。勝手に寄せ集めて公開されているだけかもしれません。フリーだから何をしてもいいというわけではありません。自分のページで公開することは再配布に当たります。公開するなら作者のページにリンクを張る程度です。

このようにインターネットの普及によりこれまでの著作権の考え方では守りきれなくなっています。また、フリーウェアなどにはスパイウェアが潜んでいるかもしれません。ご注意ください。（連載終了）

(今週の情報誌から)

○日経エレクトロニクス 3月25日号

特集 マシンガンカメラの衝撃

→第2世代のデジタルカメラが登場しつつある。だんだん高性能になってきたデジタルカメラ。それでもまだ撮りたいときに撮りたいものが十分に撮れなかった。それが「高速連写技術」、「オートシャッター」、「画像選択支援機能」などを備えた第二世代のデジタルカメラ、マシンガンカメラが登場しつつある。

解説 WiMAXは、本当に「モバイル」できるのか

→次世代ブロードバンド規格であるモバイルWiMAXは今年、来年からサービスが始まる予定になっているが、携帯端末で問題が発生している。それはパワーアンプの効率が悪く、このままでは消費電力が大きく電池駆動時間が短くなる。各社対策に取り組んでいる。

○日経パソコン 3月25日号

特集 ギガ盛りメモリーのすすめ

→メモリが安くなっている。1GBが1万円を切っている。ではどう増設すればよいか。タスクマネージャを使ったメモリ不足の判定方法から増設の方法まで。